

議 事 日 程

令和6年第4回浜中町議会定例会

令和6年12月5日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第73号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	議案第74号	令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第75号	令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第76号	令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第77号	令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第 8		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(開議 午前10時00分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第73号 令和6年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第73号の質疑を行います。
5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

53ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費のうち、54ページのその他社会福祉に要する経費の扶助費について伺います。

難聴者補聴器購入費等助成ということで、21万6000円の追加ですが、当初予算は29万1000円で、今回の追加で50万7000円になるわけです。

説明では、補聴器など、5個の追加見込みによるということでありましたが、1台当たりどのぐらいの金額なのか、これまでに何人の方に補聴器購入の助成をされたのか、まずはお聞きしておきたいと思います。

次に、55ページの2款児童福祉費1項児童福祉総務費2目児童手当費のうち、58ページの児童手当に要する経費の扶助費についてです。

児童手当ということで1484万円の追加によりまして、当初予算に加えて7619万5000円と大きな金額が児童手当の支給に使われるわけです。

中身については、制度が改正され、高校生年代までに拡充されたなどという説明でありました。現状では、0歳から2歳までが1万5000円、3歳から小学生までが1万円、第3子以降は1万5000円、それから、中学生が1万円、高校生はなしという状況であります。

今回の制度改正によって、10月から、0歳から2歳が同じく1万5000円で、3歳から小学生も同じく1万円、中学生も1万円、新たに高校生が1万円で、3歳児から小学生の第3子以降3万円が中学生と高校生にも拡充されるということかなと思うのですが、そういうことでよろしいのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

次に、61ページの7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費、62ページの町道管理に要する経費の12節委託料のうち、64ページの町道維持業務委託料についてです。

353万4000円の追加で、当初予算が5000万円ですから、5353万4000円になるわけですが、今回、5000万円の事業費に対して不足見込額が161万2000円ということです。これは、委託されている業者が多く仕事をしたということで追加されるのは分かります。

ただ、8月31日発生の大雨災害復旧費分192万2000円があるわけです。これは、9月6日付で専決処分したように、2目災害対策費に含めて補正すべきだと私は思うのです。

災害復旧費では、工事請負費ということで維持補修工事750万円、その上の12節委託料ということで192万2000円とすれば専決処分ができるわけですから、早く補修が終わったと思うのです。委託しているからできない、直営でなかったら駄目だ、何が何でも工事でなかったら駄目だということであれば別ですが、その考え方をお聞きしておきたいと思います。

次に、65ページの9款教育費のうち、66ページの小学校管理に要する経費と中学校管理に要する経費の10節需要費の中の修繕料についてです。

まず、小学校費では、暖房機器不良箇所修理ということで、霧多布小学校、茶内小学校のそれぞれで15万5210円の補正が組まれております。中学校費では、浜中中学校、茶内中学校のそれぞれで20万円の補正が組まれております。

暖房機の修理ですが、今、寒くなったときに補正を組むということはいかなるものかと思うのです。できるのであれば、9月定例議会までにストーブの点検をし、子どもたちに寒い思いをさせないような配慮が必要かなと思っているわけです。今後の対応はどうされるのでしょうか。

補正については問題ないと思います。ただ、修理が短い期間で終わるのかどうか、それも含めてお知らせをいただきたいと思います。

最後に、70ページの給食センターに要する経費の修繕料についてです。

その他の修繕対応分ということで15万円とあります。小さい金額ですが、炊飯器チャッキ弁9万4000円、床暖房の温水器循環ポンプ取替えで51万7000円とそれぞれ説明がありましたけれども、その他修繕の対応分の15万円の内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 私からは民生費に関わる質問についてお答えいたします。

まず、2款民生費1項社会福祉費のうち、54ページのその他社会福祉に要する経費の難聴者補聴器購入費助成事業に関わる21万6000円の補正内容ですが、これまで7件の実績があります。

このたびの事業は本年度から実施しております事業になっておりまして、身体障害者手

帳の対象とならない軽度、中度の方の難聴児及び難聴者の方への補聴器等の助成となっております。

補聴器には、ポケット型、耳かけ型というものがありますけれども、基本額が4万6400円です。イヤーマールという埋め込み式のものもありますけれども、この分を基本額としまして、非課税世帯の方については7割助成、課税世帯の方については5割助成となっております。今年度は、非課税の方が6件、課税の方が1件の7件の実績であります。ただ、現在受け付けている分もありますので、非課税分の5件ということで21万6000円の補正内容となっております。

先ほど言いました基準額の44万6400円プラス9500円に消費税1.1%を掛け、7割の5人分となっております。既定予算の29万1000円と合わせ、補正後は50万7000円となります。

次に、58ページの児童手当に要する経費のうち、児童手当の改正内容についてです。

議員がおっしゃったとおり、10月から児童手当が改正され、拡充しております。

主な内容を申し上げますと、児童手当について、今まで中学生までだったものが高校生年代まで延長になっております。また、第3子以降ですけれども、今まで1万5000円だったものが倍額の3万円になっております。それから、所得制限の撤廃がありました。主な改正としてはこの3点です。

金額については、先ほど言われたとおり、改正前については第1子と第2子でそれぞれ引上げになっておりますけれども、今回、高校生で新たに95人に追加支給ということで、10月以降の12月と2月の支給金の分で436万円となっております。また、第3子以降の増額の該当者が98人おまして784万円、所得制限が撤廃になりまして特例給付がなくなった方が63人おまして408万円、それらを合わせまして1868万円の制度改正による増を見込んでおります。

さらに、10月までに支給実績がある384万円が実績額減になっておりますが、差引きの1868万円から384万円を差し引いた分の1184万円を今回補正しようとするもので、既定予算の6135万円と合わせ、補正後の額は7619万5000円となります。

いずれにしても、児童手当については、支給期は6回です。第1回の制度改正後の支給が12月10日に予定されておまして、今までもらっていた方については自動的に申請もなくもらえます。ただ、高校生など、新規に対象になる方については、勧奨を行います。ほぼ出そろっていますけれども、年度内に申請をしてもらえれば追加支給となりますので、引き続き、広報等も含め、やっていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） 63ページの町道管理に要する経費のうち、町道維持業務委託料の353万4000円の追加についてのうち、災害分についてご説明いたします。

まず、8月31日の大雨による復旧経費については、その多くを昨日の専決で承認して

いただきました。今回の追加分となる192万2000円は国の基準となる災害復旧の対象とならないもの、具体的には、材料を伴わず、グレーダーなどでの不陸整正、敷きならしといった場合、また、単純に砕石などの材料費で済んでしまう場合で、道路維持管理の範疇であるとされていることから、今回、災害復旧費の対象となりませんので、予算についても災害復旧費とすみ分けをして計上させていただいたところであります。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） ご質問をいただきました小学校管理費、中学校管理費の暖房機修理についてお答えいたします。

議員が言われるとおり、この秋口に実際に点検しているものですから、12月の補正でお願いしているところがあります。ただ、議員が言われたとおり、業者と日程調整し、早めに点検できれば、すぐに点検し、9月の定例会に提案したいと思っております。

現在のところ、学校からは支障ない状況と伺っていますので、お伝えしておきます。

修理の日数ですけれども、1日か2日で終わる修理となります。

○議長（落合俊雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（天岡道芳君） 70ページの給食センターに要する経費のうち、10節需用費の修繕料について説明をいたします。

その他修繕料15万円ということで、年度末までの突発的な修繕に対応する分ということで経費計上させていただきましたが、11月の下旬に入りまして修繕が発生しておりますので、その内容を説明させていただきます。

一つ目が炊飯システムです。精米し、終わって洗い終わった米を釜に自動で導入するものがありまして、米と同時に湯を導入するのですけれども、お湯が漏れている状態が発生しまして、業者に原因を確認したところ、電磁弁の故障によるものとのことです。（「議長、その話はいいです。15万のその他の修繕の部分だけ答えてもらえますか」と発言する者あり）

15万円については……（「9万4000円の話じゃないの」と発言する者あり）違います。別の話になります。（「失礼しました」と発言する者あり）

15万円を計上させてもらったのですけれども、炊飯システムのお湯を導入する電磁弁が故障しております。今、見積りを徴している段階なのですけれども、15万円で対応させていただこうと考えております。

そのほか、調理服の殺菌保管庫の運転が停止したものですから原因を確認したところ、ファンを回すヒューズが切れたことによって殺菌がされていない状態になっております。こちらも見積りを徴しております、15万円で対応させていただこうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 54ページのことについては了解です。

58ページの児童手当の関係ですけれども、私は、先ほど、3歳以降も現行と同じく1万5000円と言いましたよね。これが3万円になるということですよ。それは訂正を

させてもらって、全て了解です。

64ページの町道維持業務委託料の関係についてです。

これは答弁されたとおりなのですが、そうであれば、災害復旧分という説明ではなく、通常の道路維持委託料に加算する、要は、グレーダーでの整正や砕石の敷きならしであれば、通常の分にプラスして補正すれば済む話ではないのですか。

不足分の161万2000円にプラスして192万2000円という委託料が単純に増えるという説明にしておかなければ誤解を招きます。計上の仕方としては通常の補正とし、内容についても、今言われたように、グレーダーでの整正、砕石の補充ということで補正予算を組むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに議員がおっしゃるとおりではあると思いますし、災害復旧事業の該当にならないものではありますが、可能性として特別交付税の特殊財政需要にもしかすると今後引かかってくるかもしれないという思いもありましたものですから、今回、このように2段計上させていただいた経過がありますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） そういう内容であれば分からないことはないのですが、説明の段階でお願いします。本来、グレーダーでの整正や採石だけで済むのであれば通常の委託費に加算するだけでいいのだけでも、特別交付税の算定に入る可能性もあるということでここに計上しましたという説明がなければ理解できないと思うのです。

今後、そのように対応していただきたいと思いますが、再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 質問者は予算計上の在り方を問うているように思います。しっかりした答弁をお願いします。

副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの件につきましてお答えいたします。

今回、災害と通常で分けました。そして、災害の分については、先ほど説明がありましたとおり、特別交付税の特殊財政需要に該当する可能性があるということでございます。その分については歳入を諮る上で必要なことであるため、こういう仕分けをしたということです。

ただ、その説明が不足していたということについては率直に申し訳なかったと思います。今後はしっかりとした説明をしたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 65ページの9款教育費2項小学校費並びに3項中学校費のうち、10節と17節についてです。

まず、10節需用費のGIGAスクール構想のことについて聞きたいと思います。

事前にお聞きしたところによりますと、令和3年3月に小学校で288台、中学校で152台、合わせて440台の端末が用意されました。OSはウインドウズ10と聞いております。令和3年度から令和6年の途中までで修理した台数を年度ごとに教えていただきたい、また、修理に至る原因がどういったものか、お聞きしたいと思います。

それに当たりまして、修理代と新品に交換した場合の代金の違い、また、その場合に国の補助はあるのかをお聞きしたいです。

次ですが、お聞きしたところによりますと、令和8年3月に更新する予定ということでした。毎年度、修理が出ていますが、1年ぐらい前倒しすることはできないのか、そういう予定はあるのか、また、OSがウインドウズ10なので、この先、サポートが終了してしまう可能性が高いということがありますよね。OSの交換をする予定はありますか。

次に、17節備品購入費のGIGA端末キーボード等端末が分からないので、詳しいご説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 小学校管理費と中学校管理費のGIGA端末の修理費と備品購入に関係してお答えしたいと思います。

GIGA端末は、議員がおっしゃいますとおり、令和3年度に導入しまして、小学校が288台、中学校が154台の440台を現在保持している状況でございます。

1年目と2年目は修理費はほぼかかっていないと聞いております。ただ、3年後、4年後に修理費がだんだんかかってくると押さえております。今年度は4年目を迎えておりまして、やっぱり修理が多くなってきております。

現在、小学校では24台ほどを修理しており、85万7000円ほどの修理費となります。中学校では14台ほどを修理しており、61万9000円となります。

補正額ですが、10台分の8万2000円と平均を取っており、小学校では82万円の追加、中学校では57万4000円の追加としております。実際には、校舎や教員住宅の修繕費も一部パソコンに使っている状況で執行させていただいております。それも含め、今回の補正とさせていただきます。

修理の内容ですけれども、主には、落下、持ち運び等による画面割れ、そして、今年度で4年目を迎えましたので、老朽化による故障で液晶がつかなくなった、起動しないパソコンが増えている状況です。

直す場合と新品の場合の違いですけれども、現在、小学校と中学校で使っているパソコンは製造、販売が停止となっており、同じ機種がない中でやむなく修理ということで金額が高くなっております。

キーボードについては、備品購入費で2万2000円に消費税を入れ、5台分の12万1000円を見ております。

キーボードの故障内容についてですが、持ち運びの際に教科書やノート、下敷きなどをキーボードに挟んでしまってキーが取れ、押せなくなるという状況があり、新しいものに

取り替えていこうと考えております。

次に、今後の予定ですけれども、先ほど議員がお話しされたとおり、来年度予算で購入の予定であります。こちらを前倒しできないかという話でしたけれども、国の補助を活用して行う事業でして、年度が決まっており、令和7年度の購入で見えております。

なお、年度内に整備をするということなので、実際に子どもたちが手にするのは8年4月からになるかと思えます。

OSについては、今、学校の先生方と協議しています。今はウインドウズで行きますけれども、今後は、クローム、ウインドウズ、i P a dなど、機種選定もしたいと思えます。

また、現在、修理については国の補助はありませんので、町単費となります。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 私の調べたところでは、四、五年で更新ということ、5年という区切りがあるというのは分からなかったのですけれども、それははっきりした区切りなのでですね。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 3点ほど質問します。

まず、47ページの歳入の18款寄附金についてです。

予算書には、社会福祉費寄附金56万1000円、児童福祉費寄附金49万円、教育費寄附金55万円と記載されています。本当に貴重な財源として充当されております。寄附された方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

このたびの3件、155万1000円の主な寄附者について、個人と団体、それぞれ名前を出せるところは出して説明をお願いしたいと思います。

また、予算書にもありますけれども、備品購入費として充当されていますけれども、項目別に何に充当されているのでしょうか。民生費または教育費として充当されておりますが、その説明をお願いしたいと思います。

次に、58ページについてです。

先ほど5番議員も質問しましたけれども、児童手当制度が大きく変わりました、特に多子世帯については金額が1万5000円から3万円になったということです。

まず、15歳から18歳まで、所得制限が今までありましたけれども、なしになりました。また、3子目以降の支給金額が3万円になった、そして、支給月が変わったということです。今までは、4か月に1回、支給されていましたが、2か月ごとに支給されるということです。

先ほど説明をあまり聞いていなかったのですけれども、特に多子世帯、3子以上を持つ世帯が大きく変わると思いますが、再度、詳しくお願いします。

9月26日の町の新着情報として発表され、また、10月の町だよりでも発表されましたけれども、もう一度、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

次に、60ページの林道に要する経費についてです。

補修用原材料として20万8000円が計上されておりますけれども、場所と変更内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 48ページの歳入の18款寄附金1項寄附金2目民生費寄附金の社会福祉費寄附金について私から説明させていただきます。

このたびの56万1000円につきましては、まず、法人1件で、明治安田生命株式会社からの寄附です。金額は46万1700円です。明治安田生命と町とは包括的協定を結んでおりまして、地域住民の健康づくりや暮らしの充実にとということで寄附をいただいております。また、個人1件で、10万円でありまして、合わせて56万1000円の追加補正となります。

これは社会福祉振興基金に積むこととなりますけれども、目的としましては、福祉活動の増進、高齢福祉、生活環境、高齢福祉も含め、広くしています。一般的には、最近では福祉車両の購入などに充当しているケースがありますけれども、広く介護も含めて使っていけるのかなと思います。

基金の残額については、現在、3720万6000円となっておりますので、これに今回の分が積み増しされることになると思います。いずれにしても、こちらについては、有効活用するため、予算の算定時にまた協議することになるかなと考えております。

次に、58ページの児童手当に要する経費の多子加算の質問についてです。

多子加算につきましては、今まで、児童は18歳までとされている中、実際に支給されるのは15歳の中学生まででしたけれども、算定根拠では22歳の子どもも1とカウントすることになりました。実際に出すのは高校生までですが、そうした子どもを扶養している場合に対象として増えまして、この分が20人おります。要は、22歳までの方が含まれたことで増額する方が20人いまして、この分の240万円を今回追加し、合わせて1184万円の補正です。

10月の支給期に児童手当をもらっている方が242世帯だったのですが、次の支給期の12月10日には321世帯となりますので、79世帯の増となります。広く児童の健全育成のために使っていただくため、子育て支援の拡充が国において図られているところであります。

金額につきましては、先ほども出ましたけれども、主なものとしましては、改正後は、3歳未満の方については第1子、第2子まで1人につき1か月1万5000円、3歳以上から18歳の年度末までは1人当たり月1万円となっております。また、第3子以降については、先ほどお話ししましたように、1人当たり3万円ら拡充になっています。

支給期につきましても、今まで年3回だったものが隔月、2か月に一遍の支給となります。今回、12月支給が初めてとなりますが、生活費も含め、児童の健全育成に役立っていくのではないかと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 歳入の18款1目2項民生費寄附金2節児童福祉費寄附金の49万円の増についてご説明申し上げます。

こちらは、匿名の個人寄附が1件、20万円、産業団体から30万円の寄附がありました。

産業団体は農協ですけれども、寄附は令和2年度から毎年いただいているものです。また、個人寄附につきましても、匿名ではありますが、同じ方から令和4年度から3年続けていただいております、保育所としましては大変ありがたく思っております。

保育所の子どもたちのためにということでいただいておりますので、おもちゃや備品など、それぞれの保育所の子どもたちが喜ぶものを先生たちが選んで購入させていただいております。

寄附金につきましては既に納入されているのですが、既定予算が1万円でしたので、49万円の補正となっております。

これに伴っての歳出についてご説明します。

まず、56ページの常設保育所に要する経費のうち、10節需用費、消耗品費です。

カッティングフード超特大フルセット2万3760円ですが、こちらはプラスチックでできた野菜や果物、おすしやピザ、ケーキなどの食べ物の模型176個入りのセットとなっております、附属のまないたと包丁でカットすることもでき、おままごとなどによく使われるものです。10組のまないたと包丁が入っていますので、大人数でも遊べます。霧多布保育所のプレイルームに置き、各クラスが交互に遊ぶことになる予定です。

次に、常設保育所に要する経費のうち、17節備品購入費の施設用備品購入にも使わせていただいております。

まず、デラックスキッチンセット4万150円は、木製のシンク、コンロ、洗濯機のセットとなっております、こちらも霧多布保育所のプレイルームに置き、各クラスが交代で使うこととなります。次に、着ぐるみ2体9万2400円は、ウサギとパンダがそれぞれ1体となっております、主な使い道ですが、霧多布保育所のクリスマス会でサンタさんと一緒に登場する予定となっております。次に、イージーアップテント1台4万6200円は、茶内保育所の外で使う運動会などの行事用テントとなります。パンタグラフ式の骨組みで、女性でも組立てが簡単な構造となっております。次に、加湿器1台2万6400円で、霧多布保育所のプレイルームで菌やウイルスの活動を抑えるため、子どもたちの喉を守るために使う予定です。既存のものでは不足を感じるのとこのことで、買い足すこととなります。

次に、58ページのへき地保育所に要する経費のうち、10節需用費の消耗品費です。

まずは、カラートネル二つ3万4100円ですが、こちらはくぐって遊ぶ室内用の遊具になります。特に小さい子に人気がありまして、浜中保育所の子どもたちが使う予定です。次に、おままごとセット2万5520円は、プラスチックでできた野菜や果物の模型25個入りのもので、附属のまないたと包丁のおもちゃでカットすることができるもの、

そのほかにコップやお皿、フライパン、フライ返し、お鍋、おたま、ティーポットなどがありまして、おままごとやごっこ遊びの幅を広げられる内容になっていると感じています。こちらは姉別保育所で使います。次に、マウンテンポール運動遊びセット1万4580円は、三角コーンの側面に空いている穴にポールを通してハードルのように使えるもので、よく運動会の障害物リレーなどで使われているのですけれども、室内でも室外でも使えるので、子どもたちが体を使ったいろいろな遊びに使えるものと思っています。同じく姉別保育所で使う予定です。次に、節分用の鬼の衣装セット4万1712円です。かつらつきのゴムマスクと綿入りのパンツ一体型ボディースーツ、ビニール製の金棒のセットで、赤鬼と緑鬼をそれぞれ1体購入予定です。節分のときに散布保育所で父母会の保護者の2人に来ていただき、活躍してもらおうつもりです。

次に、備品購入費です。

まず、土俵マット6万7100円は姉別保育です。既にあったものですが、劣化のため、新しいものが欲しいということで新調するものです。次に、パワードウーファーCDシステム5万9400円は、大きなスピーカーのついた大型のラジカセで、浜中保育所で季節の行事や運動会の練習などに使われるものです。次に、3台の加湿器7万9200円につきましては、散布保育所で広場及び保育室の加湿を補うものです。大きめのもので、8リットルの水が入るものになります。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 48ページの教育費寄附金についてご説明いたします。

教育費では2件の寄附がありまして、1件目は、5年目を迎えます浜中町農業協同組合より、学校用図書購入として50万円の寄附です。2件目は、北洋銀行から寄附がありまして、このたび、北洋銀行が建設業宝英商事の発行したふるさと応援私募債の手数料の一部に当たる6万円を寄附したものです。この宝英商事という会社の社長が浜中町出身であり、スポーツの振興に役立ててほしいということです。

合わせまして56万円ですけれども、既定予算が1万円ありますので、差引き55万円の追加とさせていただきます。

充当ですけれども、66ページの教育振興に要する経費の17節備品購入費、図書購入費の50万円で、今年度は浜中小学校に使ってもらおうと考えております。

また、70ページの社会体育施設費の大規模運動公園管理に要する経費の17節備品購入費、施設用備品購入としまして、少年野球のベース一式に6万5000円の予算をつけさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 60ページの林道に要する経費のうち、15節原材料費の補修用原材料の増額につきましてご説明申し上げます。

この補正内容につきましては、変更ではなく、今回は原材料の不足による予算計上となっております。

内容についてですが、先ほど来、話がありました8月31日に発生しました大雨により一部林道が決壊したため、このたび、原材料を購入し、補修をかけたものでございます。場所は昨年開設しました熊牛北線でございます。

これに伴う原材料につきましては、0-40砕石を77立米購入し、既定予算の残高と足し、このたび20万8000円が不足になったため、計上させていただいております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 48ページの詳しく充当された品目について説明をいただきました。本当に大きな貴重な財源となっているなと思います。

今年12月までに寄附をいただいた個人、団体の件数、そして、その金額をお願いしたいなと思います。

また、基金というのは寄附者の意思を継いで何らかの形で充当して使用し、感謝の念を伝えるというのが基本かと思います。福祉の3720万円全部が寄附金ではないと思いますが、今回の補正で56万1000円が充当されております。基金の目的であります即充当していつてもらいたいなと思いますが、その考えをお伺いしたいなと思います。

また、児童手当の件は了解しましたけれども、多子世帯が3万円になり、大きく変わりました。また、説明されませんでしたけれども、第1子、第2子、第3子のカウントについてです。今までは中学3年生までだったのですけれども、今度は18歳まで児童手当の支給対象になりました。今までどおりだと、18歳になると第1子ではなくなって、第2子の方が第1子になっていましたけれども、このたび大きく変わりました。

僕から説明しますけれども、22歳になって最終の3月31日までが第1子に該当することになりました。支給は18歳までですけれども、第1子のカウントは22歳の最終年度の3月31日までになるということに改正になりましたので、第2子と第3子の方は4年間延びる、第1子の方が22歳になるまで該当になるということかと思いますが、そのとおりでよろしいか、ご答弁をお願いしたいなと思います。

また、対象者を聞こうと思いましたがけれども、このたびの改正で242世帯が321世帯へと大きく変わったということでございます。先ほどの多子世帯の変更項目だけご答弁をお願いいたします。

60ページの林道に要する経費については了解しました。

たくさんの町有地がありますし、今後も伐採用の林道が建設されると思います。町有地で林道をつくることを来年度も考えていると思いますけれども、分かっていることについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） まず、私からは社会福祉費の寄附金の関係についてです。

先ほど、2件、明治安田生命と個人からの10万円で合わせて56万1000円の補正と説明しましたが、そのほか、既に3万円を個人からいただいておりますので、合わせて社会福祉費の寄附金については59万1000円になります。

また、基金の考え方ですけれども、補助対象にならず、緊急性を要するものということで、例えば、児童クラブの遊具や車両関係などになります。ただ、最近、車両については、リースは補助対象になるのですけれども、購入では対象となりません。いろいろと探し、何もなければ基金の活用をしながら、児童福祉や高齢福祉、障がい福祉のために使っていくこととなります。

予算算定の時期である今、いろいろと探しているのですが、寄附者の意向に沿ったものとなるよう、財政担当とも協議してまいりたいと思います。

次に、58ページの児童手当の関係についてです。

私の説明がちょっと足りなかったようです。先ほど22歳という話をしましたけれども、これは第3子以降のカウントの関係です。対象年齢が高校生年代から大学生年代までに広がっていますので、これが増える要因になります。第3子が増えていくという感じになります。実際に支給はされないのですけれども、数としてはカウントされるということです。

これは10月号の広報はまなかに書いており、そういったものでも皆さんに周知させていただいています。先ほど話しましたが、対象となる多子加算は20人分ということで、今後、240万円の支払いとなりまして、この分が制度改正によつての増額となります。

また、高校生の95人分については、今まで対象となっていなかった方が新たに増えたということで、結果的には、先ほど議員がおっしゃったとおり、321世帯になって、79世帯への児童手当が制度改正によつて拡充されたということで、子育てに係る経済的支援が強化されたのではないかと考えております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 本年度の寄附の件数と総額についてでございますが、この12月の定例会までの間で9件の寄附がありまして、寄附総額は1362万1000円となっております。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 60ページの林道に要する経費の再質問についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、林業専用道というのは町有林を管理するに当たり必要な道路であると捉えております。この開設に当たりましては、今後、計画性を持って取り計らいたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 4点ほど質問をさせていただきます。

60ページの農業振興費の中山間地域等直接支払事業に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金についてです。

1306万9000円の計上となっております。こちらは交付金対象面積の確定によるものということですのでございますけれども、昨年度に当たっては1億2743万円が交付されております。非常に大きい額でございますが、国から50%、町と道で25%ずつといったような配分だったかと思っております。

これは、町に配られる分と個人配分される分、また、共同取組の活動に関していいますと生乳検査機器や景観木、猟友会への委託費、道路清掃費など、大変有用なものに使われている大切な大きい交付金だと思われそうですが、確定による合計金額をお知らせ願います。また、交付対象面積の近年の推移が分かっていたらお知らせ願います。

それから、協定参加者は浜中別寒辺牛地域と根室地域で、昨年度でしたら151戸の登録がありましたけれども、参加者の推移などをお知らせ願います。

次に、その下の1項林業総務費の林道に要する経費のうち、林業専用道測量設計委託料についてです。

執行残で295万3000円が計上されております。当初予算で652万8000円が計上されていまして、実際に使われたのは357万5000円でした。約半分近くの295万3000円という執行残は大きなものですので、その概要と経緯をお知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 60ページの中山間地域等直接支払事業に要する経費のうち、交付金につきまして説明を申し上げます。

まず、面積につきましては、本来、新年度に8495万4522平米で予定したものが実際は9366万6658平米になったためでございます。

この要因についてですが、この交付金はある一定の所得を要している方が除外されます。予算計上時、予算超過者という表現になるのですが、一定額の予算を超過する方を57名で見て計上しておりましたが、実際は45名であったため、12名減ったこと、その12名が所有していた面積も交付対象面積に含まれたため、面積の増加ということになっております。

参加者につきましては所得超過者を差し引いた人数で報告しますが、今年、浜中集落は参加者が168名で、こちらから今述べた所得超過者の45名を差し引いた123名で、根室集落は、参加者が7名で、所得超過者がゼロで、そのまま7名、合計130件が交付対象者となっております。

次に、全体の確定金額ですけれども、1億4049万9986円です。内訳につきましては、浜中集落が1億3722万3683円、根室集落が327万6303円です。

人数の推移につきましては手元には残していませんけれども、いずれにしても、このたびの酪農情勢によって所得超過者が減ったことにより、ここ数年、人数が増えている傾向でございます。

続きまして、その下の林業専用道測量設計委託料についてです。

当初は1200メートルの延長を見ていました。このたび、400メートルを短縮し、延長800メートルで林業専用道を開設する運びになったため、委託料も減りました。

その要因を申し上げますと、1200メートルの奥の部分の林相が薄く、また、途中に天然林も存在しているため、今後、事業展開予定の除間伐事業で費用対効果が見込めない

こと、また、一部、起伏の激しい箇所があり、沢になっているところもありますので、そこを土盛りして施工すると工事費がかさむことから、今回の設計委託を800メートルにしたため、減額補正となっております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 林道については承知いたしました。

中山間地域等直接支払事業については、そういった経緯があるということでした。こちらの事業は平成12年度からの実施と思われますけれども、今年で5期対策の5年目でしたか。来年度からの方針を持っておりましたらお知らせをお願いします。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 中山間地域等直接支払事業についてお答えします。

今、議員がおっしゃられたとおり、今の中山間地域等直接支払事業は第5期対策ということで令和2年度から6年度となっており、来年度が改正年となります。

内容についてですが、第5期の間でも共同取組の中で国から内容につきましてかなり指摘があり、変更点も生じております。そういったこともありますが、実際の酪農情勢においては問題点や課題点がたくさんありますので、それを踏まえた新たな計画の策定になることと想定しております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 1点だけご質問をさせていただきます。

52ページの2款総務費の中の職員厚生に要する経費のうち、54ページの予防接種負担金40万2000円についてです。

概要説明では新型コロナワクチン接種料1万5460円掛ける26人ということでした。新型コロナワクチンには幾つか種類があると思いますが、どのワクチンになるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンは5種類が流通しておりますが、見積りによる比較、取扱いのしやすさなどを考慮し、診療所では、本年、ファイザー製のワクチンを使用することとなっております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 5種類あり、今回はファイザーということでしたが、今のご答弁ではワクチンによって金額が違うということなのですね。そして、医師のご判断で取り扱いやすさということで今回はファイザー製を選択されたと承知しました。

昨今、マスメディアやSNSで情報の混乱がある分野ではあるのですが、今回、このワクチンの中から医師の判断だけでファイザー製を選択されたのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答えいたします。

まず、今おっしゃられたSNS等での風評被害を受けているワクチンについては、国で承認されたものでありますし、安全性には問題ないという医療界の見解ですけれども、私どもは、それも含め、ファイザー、第一三共、武田薬品、田辺三菱製薬、国内認証のワクチンが2種類、現行からあるファイザー、モデルナの選定に至っております。

取扱いのしやすさについて、ファイザー製のワクチンはシリンジという薬品が入っているものに針を刺すだけで使用できるようになっているのですけれども、そのほかのワクチンについては一つの瓶の中に2人分のワクチンが入っていきまして、それを生理食塩水等で希釈して接種させるという取扱いのしづらさがあるので、このたび、医師と看護師の判断によってファイザー製のワクチンを使用することとなりました。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 数点ご質問をさせていただきます。

まず、56ページの2款児童福祉費の放課後児童クラブに要する経費のうち、業務補助委託料についてです。

恐らく燃料費も含めて増額補正となっておりますが、説明では延べ人数増による見込みということでした。その延べ人数の解釈の仕方というのでしょうか、実人数ではないという解釈の仕方をまずは教えていただければと思います。

もう一点は、同じく56ページの2款児童福祉費の常設保育所に要する経費のうち、費用弁償16万2000円と58ページのへき地保育所に要する経費で計上されている費用弁償24万7000円、それから、同じ費用弁償で、科目をまたぐのですけれども、66ページの小学校管理に要する経費の費用弁償2万1000円についてです。

こちらは、恐らく、会計年度任用職員の通勤手当になるかと思うのですけれども、説明では配置替えなどがあるとのことでしたので、それぞれの職種についてご回答ください。

最後に、62ページの6款商工費1項商工費3目観光費の霧多布湿原に要する経費のうち、修繕料61万5000円の増額補正についてです。

こちらの修繕に至る経過も含め、修理内容についてご回答をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 56ページの放課後児童クラブに要する経費のうち、10節需用費の燃料費とその下の12節委託料の業務補助委託料の関係についてです。

放課後児童クラブの利用者ですが、霧多布放課後児童クラブでは、当初、浜中小学校から霧多布児童クラブへは1年生から5年生までで8名おります。また、散布では散布小学校から茶内の児童クラブへ通っている方が4名おります。

当初予算の段階では、令和5年度は散布についても霧多布のほうへの送迎となっております。また、4月に転入してきたお子さんもいて現在の人数となっております。浜中ですと5年生までいますので、最大1日3回、浜中から霧多布児童クラブへ行くことがあります。

当初は2回で見積もっておりましたので、その分の差です。また、散布でも経路が変わ

っておりまして、霧多布へと茶内に行く分で距離数も違いますので、その分です。さらに、当初、子どもは2名でしたけれども、4名になっております。1回で済んでいたのですが、4年生から1年生へと幅広くなったことにより2回に回数が増えたことに伴う燃料費の不足分ということで対応させてもらっております。

また、業務委託料については、延べ回数といいますか、実際の運行回数でして、1回当たり1650円となります。10月までが367回、11月から3月までが297回の計691回を見込みまして、39万8000円の不足を補正させていただき、114万1000円としていますけれども、当初は450回分の74万3000円の計上となっております。

回数が最大3回ぐらいかなと思っていたのが5回ぐらいとなり、送迎回数が増になっており、それによる委託料の追加補正となります。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 費用弁償のことについてお答えします。

まず、常設保育所に要する経費の16万2000円の増についてです。

こちらは、会計年度任用職員の通勤手当に要するものでして、令和6年度予算編成後の今年2月から保育助手を1人雇用、そして、9月から保育士1人を雇用しておりまして、当初予算で見えていなかったことから、その2人分となります。1人は茶内から、1人は厚岸からで、どちらも霧多布保育所に勤務していただいています。

次に、へき地保育所に要する経費の費用弁償24万7000円の増についてです。

こちらは、会計年度任用職員の人員配置によるものでして、新年度予算編成時に保育所では次年度に入所予定のお子さんの人数をある程度予想し、職員の配置などを計算しながら予算要求を行っています。

今回、令和6年度の姉別保育所への人員配置だったのですが、当初予算計上時には、張りつけの会計年度任用職員を1人減らし、必要なときだけ姉別在住の代替職員を充てることを考えておりまして、1人分を計上していなかったのですが、実際に募集をしてみると想像以上に2歳児の入所希望が多く、また、途中入所のお話も出ていたことから、月額保育士資格持ち会計年度任用職員をそのまま残しました。そのため、1人分の費用弁償が発生したところです。

ほかに、散布保育所があります。当初は3人体制で保育をしていくつもりでしたが、新たに体の成長に不安を持ったお子さんが入所することになりまして、今年度は4人体制で対応することにいたしました。

職員2人、会計年度任用職員1人が張りつきでいるのですが、足りない部分は代替パート職員が交代で埋めておりまして、その分の費用弁償が増えます。さらに、コンブ漁時期の途中入所が控えていたため、散布保育所に保育助手を雇用しました。姉別から散布への通勤だったため、こちらも単価が高くなっているところです。

最後に、保育所給食に要する経費の費用弁償4万4000円の増についてです。

こちらは、職員配置の変更によるものです。運営上の理由により8月から茶内と霧多布の職員2人を入れ替えました。もともと茶内在住で茶内に勤務していた人と霧多布在住で霧多布に勤務していた人を入れ替えたため、2人分の通勤手当が発生したものです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案62ページの霧多布湿原に要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてお答えを申し上げます。

これは霧多布湿原センターの修繕に係るもので、センター内のトイレの修繕に係るものでございます。

今年の9月から2階の男子トイレの小便器の水が流れ続けてしまうという不具合が発生し始めまして、それに続き、1階のトイレでも同じような状態がしばしば見られる状況になってまいりまして、早急に対応していきたいということでこのたびの補正をお願いするものです。

1階のトイレには3基が、2階には2基が設置されております。不具合が出ているのは1階、2階のそれぞれ1か所ずつですけれども、トイレが連立式になっておりまして、その部分だけを取り替えることができないものですから、今回、1階と2階の合わせて5基分の便器をまとめて取り替えるという内容になっております。

5か所分の小便器の取替え、1か所7万円ということで、全部で35万円、その他の配管等の資材、消耗品等で16万7000円、取付けに係る作業経費で13万3000円、合計65万円、消費税を含めて71万5000円という修理経費になっております。

現在までの予算残額が10万円ございますので、その不足分を差し引き、不足分の61万5000円の追加補正をお願いしようとするものでございます。

トイレにつきましては建設当時から31年がたっておりますし、今回、この部分を交換するのも初めてです。ふだんから非常にきれいに使用していただいておりますので、大分もったほうなのかなと思っておりますが、経年劣化ということですか。

また、連立式のトイレでして、1個ずつ取り替えられないものですから、今回、まとめて5基分を取り替えるのですけれども、今度取り替えるものは個別センサー式にし、何かあれば1個ずつ取り替えられる仕組みに変えていこうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 9款教育費の小学校管理に要する経費の旅費のうち、8節旅費の費用弁償についてです。

こちらでも会計年度職員の分で、職種は浜中小学校の学校事務生となります。4月に雇入れた事務生が年度途中で退職となりまして、このたび新たに1名を採用しました。採用された方の通勤手当が発生するというので、月額4万2000円の5か月分の21万円を追加させていただきました。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 56ページの児童クラブへの移送については承知いたしました。

2回目の質問で委託料の算定方法についてもお伺いしようかと思っていたのですが、回数で換算しているとご回答をいただき、承知いたしました。

58ページからの費用弁償の点についてです。

66ページの小学校管理に要する経費の費用弁償も含めてのことです。ここの計上は、いわゆる通勤手当の分ということで承知したのですけれども、報酬が上がっていないということは、報酬の分は当初見込んでいた分で不足がないという解釈で合っているのかという点について再質問をいたします。

また、それに伴い、保育所給食に要する経費の費用弁償も茶内と霧多布の職員が入替えになったことによるものということでしたが、給食施設の人数の過不足に関し、現状はどうなっているのでしょうか。

それから、以前、議場でも数回出たと思うのですけれども、完全給食に向けての動きへの人員の検討ということもあったと思うのです。そちらに関する進捗がございましたらご回答をお願いします。

次に、62ページの湿原センターのトイレの修繕についてです。

今回の修繕でこれ以降は利便性がかなり高まるといいますか、不便がなくなるのかと思っているのですけれども、現状ではほかの修繕要望が指定管理者から上がっているのでしょうか。

31年がたっている施設ということで、そろそろいろいろと出てくるのかなと思います。また、光熱費の高騰ということも懸念材料にはなると思うのですが、管理者からの要望はあるのか、どういう対応を行政で考えているのかという点についてご回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 費用弁償の補正に伴い、報酬のほうはどうかについてお答えいたします。

費用弁償はこの段階で補正をかけなければ足りない状況になっています。ただ、報酬につきましては、代替の分などもありますので、取りあえず3月までは足りなくなるのかなと思っておりますが、精査して3月の補正予算で計上させていただこうと思っております。

次に、保育所給食に要する経費の人員の関係についてです。

現在、霧多布保育所では2名、茶内保育所では3名で給食を提供しているところです。

以前にお話のありました完全給食、主食の提供ということについては新年度から何とかできないかということで現在動いております。主食提供に必要な機器や炊飯に関わる熱源、お米の量、配送に関わるもの、機器やその経費などの洗い出しを行っております。新年度予算に計上できるよう事務を進めているところですが、それに伴って人も必要になってくるのかなとも考えています。

ただ、それが丸一日で必要なのか、それとも、ご飯をつくるときだけに必要なのか、

そこの精査もまだきちんとできておりません。一度、テストをしてみればいいのかと思うのですが、なかなか機器もそろわず、まだテストには及んでいない状況です。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 62ページの霧多布湿原に要する経費についての再質問にお答えをいたします。

管理者からほかの要望もあるかということですが、今、不便になっているということではなく、こう改良していきたいという要望もあるのですが、差し迫ってすぐ対応してほしいというものについてはこういった形で要望が出てきております。

ただ、夏は暑いので、網戸をつけてほしいといった要望もございますので、新年度に向けて対応できるかどうか、今、審議しているところでございます。

光熱費につきましても、一時期の非常に高騰した時期から今は少し落ち着いている状況かなと思います。今後、劇的に経費がかさむような事態になったら、その時点で相互で協議しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 9款教育費2項小学校費の報酬ですが、小学校の学校事務生は当初予算で計上済みとなっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 質問をさせていただきます。

54ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費うち、17節備品購入費の施設用備品購入についてです。

説明では全自動洗濯機と言われたように思うのですが、18万円の洗濯機とはどういうものなのか、付帯でついていたものなのか、また、新品で買ったのか、修理なのかを説明ください。

次に、56ページの在宅福祉に要する経費のうち、19節扶助費の認知症高齢者介護手当についてです。

26万円がついておりますが、これはどういうお金なのか、お聞きします。

次に、62ページの中山間活性化施設管理に要する経費のうち、17節備品購入費の施設用備品購入費についてです。

ジェラート機と説明されたかと思うのですが、これも新品での購入なのか、付帯機器だったのか、どのくらいの使用頻度でこの金額が乗ったのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） まず、議案54ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費の備品購入費についてお答えをいたします。

これは霧多布温泉ゆうゆの洗濯機の購入に係るものでございまして、ふだんは館内のタオルや足ふきマットの洗濯に使用している洗濯機ですが、このたび、故障によって全く使用できなくなったということから、これを入替えるという補正の内容です。

現在使用している洗濯機については平成29年に購入したもので、7年が経過してございます。洗濯機の耐用年数についてはおおむね7年から10年程度と言われておりますけれども、この洗濯機については毎日稼働しているもので、期間を全うしたのかなと思っております。

金額は18万円ですけれども、三洋の10リットルの通常の洗濯機でございまして、完全に入替えという対応でございます。

続きまして、議案62ページの中山間活性化施設管理に要する経費の備品購入費についてです。

これについては、MOTTOかぜでのジェラートフリーザーというアイスクリームの製造マシンの入替えにかかるものです。現在使用中のアイスクリーム製造機は当初設置から20年が経過してございまして、ここ最近、使用中に機械が止まってしまうということが頻繁に起こってしまい、オイル漏れも発生しまして、専門業者にすぐ見てもらったのですけれども、もう既に部品も製造しておらず、修理できないという診断を受けたものですから、今回、この機器について更新を行おうとするものです。

購入機器につきましては、現行の製造機器と同等のもの更新ということで、215万1000円、消費税を含めまして236万6100円となります。

このジェラートフリーザーも耐用年数は8年から10年と言われておりますので、相当もったほうなのかなと思っております。

使用頻度ですけれども、今年度は平均にして月に大体10回程度使用されているという実績でございます。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 3款民生費の56ページの在宅福祉に要する経費のうち、認知症高齢者介護手当の26万円の補正についてです。

認知症高齢者介護手当については平成6年に制定されてございまして、在宅の認知症高齢者に対する介護の労をねぎらうということで、介護者に対しての支給になっております。

月額1万円となっております。内容としましては、長谷川式スケールという認知症の判定基準があるのですけれども、この基準が15点以下の65歳以上の方を対象にしております。当初予算では3名分の12か月で36万円ということで上程しておりましたけれども、今年度に入りまして人数が増え、現在は6名ございまして、最終的には62万円になるということで、不足分の26万円の補正をお願いしようとするものです。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ゆうゆの件は承知いたしました。

MOTTOかぜでのジェラートフリーザーの件も承知いたしました。

高齢者の介護手当は、多分、今後も増えていくと思います。現在、6名と言われてましたけれども、来年度、この対象になる方は増えていくのか、見えているものがあるでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 対象者の把握についてです。

在宅で見ている方ですので、基本的に、窓口にご相談に来られた方を包括支援係で把握するケースが多いです。介護保険でケアプランなどができて施設入所するパターンもありますけれども、ケア会議の中で情報共有をしながら、申請内容も受診状況など、総体的に判断して決定することになります。

最近では3名分で間に合っていたのですが、今年度はそういう相談事例が多くなりました。在宅ですので、そのまま施設に行ってしまうと対象になりませんが、増える可能性はあるかなと原課では思っていました、当初予算をどう設定するか、今、考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、52ページのその他町有財産管理に要する経費のうち、損害保険料7万6000円の増についてであります。

当初予算7万5000円で見込んでおられたものが今回増額となった要因は何なのかをお知らせください。

次に、同じページの地域公共交通に要する経費のうち、地方バス路線維持対策補助107万2000円の増についてであります。

これは、特急ねむろ号に対する補助だということは理解しております。今回、100万円強の増額となった要因を伺います。

ちなみに、この補助については、令和4年度は1079万5000円、5年度は1291万6000円、6年度は、この補正が加わると、1398万8000円ということで、毎年、補助が100万円強増えていることになります。

町民の足、主に利用されているのは釧路への通院等かなと思うのですが、そうした足の確保はもちろん大事であります。ただ、このまま、毎年、100万円ずつ上がっていくということが考えられないこともないのです。そうなったとき、財政負担との兼ね合いといいますか、どこまでならこの補助を続けていけるのか、ほかの道はないのか、さらには、交通についてはJRとの兼ね合いもございませう。

沿線自治体の協議会等で協議されると思うのですが、このまちの現状、利用者数を踏まえた上で、現在、補助額の算定根拠になっているものの見直しも含め、考えをしっかりと持った上で協議に臨んでいただきたいと思うのですが、その点の考えを伺います。

次に、54ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、施設営繕委託料について伺います。

これについては、事前に全員協議会である程度の説明をいただいております。ただ、今回の設備の関係、要は、源泉をくみ上げるポンプに関するものということで、言わば、ゆゆうという施設の根幹に関わる設備に関わる委託料ということなので、あえて伺います。

573万3000円の内訳を見ますと、施設緊急点検に56万2000円となっています。この56万2000円というのは、多分、既定予算で、点検等をした結果、必要になったものだと思うのです。

改めて説明をいただきたいのは、要は、今、ゆうゆでは源泉がくみ上げられない状態で、水道水で対応しているわけですが、町民の方々も気になるところかと思えます。手短にいいので、現在までの経緯を、また、今回はポンプ修理ということになるのでしょうかけれども、修繕の内容を説明していただきたいと思えます。

次に、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、その上の修繕料についてです。

ミストサウナの修繕ということで387万2000円がございます。これは結構な修繕料かなと思うので、修繕内容をお聞きします。

同時に、第1号補正で、126万5000円で源泉用ボイラーの制御盤の修理ということで、制御盤を替えればこのボイラーは復帰するだろうという中での予算だと思います。既に執行されていると思えますので、修繕の結果、このボイラーが生き返ったのかどうかも含め、説明ください。

次に、その下の賦課事務に要する経費介護のうち、過誤納還付金及び返還金50万円の増額補正についてです。

これは、文字どおりで納め過ぎてしまった税金を還付します、返しますよということだと思います。当初、毎年100万円という予算を見込んでいるのですけれども、恐らく、当初から見込むということはシステムのどうしても避けられない過誤納があるのだろうと思うのです。ただ、過誤納金が発生する主な要因を説明いただきたいのと、今回の50万円は当初予算から見ると約50%の増額となっていますので、50%の増額となった要因をお知らせください。

次に、56ページの地域生活支援事業に要する経費のうち、19節扶助費の成年後見人報酬等助成5万2000円の増についてです。

これは、当初予算14万4000円で見込まれていました。今回、不足見込みによる増額という説明だけでしたが、現在、何名の方が後見人制度を利用されているのか、今回の補正に至ったのは新たにこの制度を利用する方が増えたのかどうかも含め、説明願います。

次に、同じページの常設保育所に要する経費のうち、修繕料90万2000円についてです。

説明では茶内保育所の地中熱ヒートポンプの修繕ということでありました。茶内保育所はまだ年数もそうたっていないし、ヒートポンプはこの庁舎でも導入しているのですけれども、今回の故障とっていいのでしょうか、補正を組むことになったヒートポンプの不具合の内容とそれに至った経緯が分かれば説明をいただきたいです。

また、これからの時期、当然、暖房に活躍しなければならないヒートポンプでありますけれども、影響といますか、心配ないのかどうかも含め、説明ください。

次に、58ページの一番下段の斎場管理に要する経費のうち、修繕料51万9000円についてです。

火葬炉台車修理という内容だったと思います。当初予算177万2000円に関しても火葬炉の台車の修理に関わった予算だったと記憶しているのですが、その不足分という捉え方なのか、それとも、2台か3台あって、それに不具合が生じたのかという点をご説明ください。

最後に、68ページの社会教育事業に有する経費の文化振興補助についてです。

実績見込みは4件ということで、当初予算50万円に対する不足の増額だと思えます。この4件の実績内訳を説明していただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 田甫議員の質問が多岐にわたることから、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第73号の質疑を続行します。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 議案52ページのその他町有財産管理に要する経費のご質問にお答えいたします。

当初予算7万5000円ということでしたが、今回、7万6000円の追加ということで15万1000円になります。この損害保険料自体は、町の施設で保管する紙幣や有価証券などが盗難などの被害を受けた場合に補償を受けるための保険であります。保険対象となる施設につきましては、役場本庁舎や茶内、浜中の両支所、それから、浜中診療所など、お金を扱う9施設が対象となっており、その仕組みとしては前年度の決算額に応じて変動するという保険になっております。

保険料は、具体的に申しますと、前年度決算額が100億円未満になりますと7万5000円で済みませけれども、100億円を超えた場合は15万820円と決められております。前年度の決算額が106億円台になりましたので、このたび保険料が15万820円になりまして、当初予算7万5000円に対し、7万1000円の不足が生じたということでございます。

ちなみに、過去を遡りますと、令和3年度に保険料が15万820円となったことがありますけれども、令和2年度の決算が123億円になったからでして、本年度も100億円を超えたことが理由でございます。

続きまして、同じページの地域公共交通に要する経費の107万2000円の追加の件についてです。

特急ねむろ号の本町負担額が増えている要因としましては、まず、釧路一根室間を運行するねむろ号の経費が年々上昇しているということがあります。民間事業者ですから、経

費の内訳まで知ることはできないのですが、各自治体の負担金が確定する際に経常経費と収益が示されます。

参考までに、経常経費では、令和4年度の運行では9840万円、5年度の運行では1億100万円、そして、このたび示された6年度の運行では1億940万円ということになりまして、年々上昇しているわけですが、これは、物価高、燃料費の高騰や労務単価の上昇といったものが想定されます。

一方で、収益は2000万円を超えたり超えなかったりということがあります。ただ、経費全体が増えており、それに関わって本町が負担する金額も増えているということが言えると捉えております。

また、年々増加する負担金と利用者の実態を踏まえ、どこまで続けていくかというご質問についてです。

まず、この路線は、議員も承知されておりますとおり、主に釧路市内の病院や駅などを巡回するものであります。本町の利用者も令和5年度においては延べ人数800人を超える結果となっていることもありますし、貴重かつ重要な路線でありますので、存続してほしいという思いはございます。

しかし、その一方で心配なのは、議員もおっしゃる費用の面でございます。実は、沿線自治体の中からもこの費用の増額を心配する意見が出されまして、本年7月に北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会という組織におきまして、本年10月以降の運行につきましては、平日は3往復から2往復、土日、祝日は2往復から1往復へと減便する決定がなされております。

したがって、現在、減便によりまして費用の圧縮に努めておりますし、また、並行して利用実態調査を行い、沿線自治体の負担割合を見直していこうという考えの下、釧路総合振興局と根室振興局の担当者が調整に当たるといって進められておりますので、この協議に本町としても参加しつつ、状況を見守っているところでございます。

医療機関などへの町民の足が守られること、それから、費用の抑制が図られるという両方がかなうことを期待しております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案54ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費についてお答えをいたします。

まず、10節需用費の修繕料に関わって、先ほど議員がおっしゃいました前回の6月補正で対応をさせていただいたボイラーの修繕についてですが、これは、ゆうゆの外にある源泉をくみ上げる管が入った建屋のボイラーの修理でした。なお、修繕は完了し、今は稼働しております。

そして、今回の修繕料につきましては自動制御機器の交換修理です。これはゆうゆ館内全体の暖房や空調を制御する基盤ですが、このたびの故障で温度調整の指示が全くできなくなりました。また、同じタイミングでミストサウナの基盤にも不具合が生じまし

て、全く温度調整ができなくなっている状況でございます。そういったことで早急に交換をしていきたいという内容でございます。

この設備につきましては建設当時からずっと使用されてきたもので、25年が経過しております。今後も不具合がどんどん発生していくということで、このたび交換していきたいということです。

全体の熱源の指示器の交換は建物の心臓部であり、非常に高価な機器でございます、全体の交換で320万円がかかります。この基盤の中にいろいろな指示器がたくさん入っており、基盤の経費だけでも126万5000円、そして、その交換修理の工事代でも120万円、その他の仮設費や諸経費で73万4000円ということで、全体で320万円がかかるというものでございます。

また、サウナについても別に小さい基盤があるのですが、こちらの交換もしなければならぬということで、これに32万円がかかります。

大きい基盤とサウナ用の基盤を合計しまして352万円、消費税を含めて387万2000円という内容です。

続きまして、委託料についてです。

こちらについては全員協議会でも申し上げましたけれども、まず、温泉をくみ上げる管の修理の関係でございます。

簡単に経緯からお話をさせていただきますと、今年10月22日に例年実施しております電気保安協会の電気工作物の年次点検が行われました。この点検は一時的に停電をさせなければならぬので、まず、一時的に停電をさせました。点検終了後に復旧をかけたのですが、その際、どうやらくみ上げる設備が動かないという不具合が出たということです。

そのとき、大きな振動と異音が発生するというので、機械の動作を直ちに止め、通常の点検を行っていただいている専門業者にすぐ連絡を取りました。でも、すぐ見に来られないということで、11月4日に現地入りしていただき、原因の究明に当たっていただいたところでございます。その点検診断業務ということで、既に56万2000円で実施していただいております。

診断の所見としては、源泉の揚湯管の中にスクリー状の部品があり、お湯を地下からくみ上げるロットがあつて、モーターはしっかりと動くのですが、ロットが回らないといえますか、ロックがかかったように全く動かなくなっているという状況で、先端の機器に砂利か何かの異物ががっちりかんでしまっているのだろうという判断でした。

その詰まった異物を取り除くため、780メートルの揚湯管が二つ布設されておりますので、機械室の屋根を一回外し、その機械を大型のクレーンで引き抜いて異物を取り除くという作業になります。

そういった状況が発生し、温泉をくみ上げることができない状況でございますので、タンクの中の温泉の成分の入ったお湯がなくなった11月6日から、ゆうゆのホームページ

で、今、お湯を沸かしている状態ですということを公表させていただいております。館内にも張り紙で周知しておりますし、防災無線で住民にも周知をさせていただき、今、営業を続けているところでございます。

費用につきましては、先ほどの点検業務56万2000円と管の整備代420万円で、税込み517万円になります。非常に特殊な機材を持ち込んでいますし、50トン級の大型クレーンを用いる作業で、非常に高額な経費がかかってしまうということで、合計で573万3000円の補正をするものでございます。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 54ページの過誤納還付金及び返還金50万円の追加について、当初予算が本年度も昨年度も同じく100万円であったが、この予算計上が避けられない理由、また、還付金が発生する要因について併せてご説明いたします。

まず、令和6年度の12月までの還付金の支出の状況で説明させていただきます。

建物の取壊し届が出ていなかったもので、遡ってお返しするものが1件で1万7500円、税務課による土地の地目等の入力誤りに伴うものが1件で5万7000円、残りは24件で88万5000円あるのですが、法人の確定申告に伴い、前年度以前の予定納税分が還付になるというもので、それがほとんどを占めております。これら26件を合わせ、95万5000円となります。

ちなみに、5年度以前の決算額ですが、5年度が21件で53万4000円、4年度が35件で258万1200円、3年度が16件で57万9900円となっております。

そして、最後にご質問のあった50万円の追加の根拠についてですが、ちょっと乱暴な言い方ですけども、根拠はないです。その都度、足りなくなるたびに補正するというような形でここ数年はしのいでいるというか、支出しております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 3款民生費の56ページの地域生活支援事業に要する経費のうち、19節扶助費の成年後見人報酬等助成5万2000円の追加補正についてです。

今回、グループホームに入所している障がい者の方1名の成年後見制度の利用に関わって、町長申立てで成年後見をするに当たり、後見人に対しての報酬となっております。

成年後見につきましては、認知症や知的障がい等で判断能力がつかない方について、後見人をつけて財産管理や施設入所の関係を管理していただくこととなりますけれども、裁判所に申し立て、後見人がつきます。今回の方は社会福祉協議会が裁判所の選定について、その方に対する報酬ということです。1か月2万8000円ということで、9月分からの7か月分で19万6000円を見込んでおり、今回、既定予算が14万4000円ですので、不足分の5万2000円を補正しております。

当初、施設入所の場合は1万8000円という単価で予算を措置させていただいておりましたが、単価アップによって不足分が生じたということです。

また、後見人の利用については町長申立てなので、後見人になる方がいない場合、親族

後見や市民後見があります。ただ、それを利用しておらず、誰もいない場合、生活保護や身寄りのない人が多いのですけれども、最後に出たのが平成30年に2人、きょうだいで障がい者の方がおりました。でも、ここ5年間はなかったもので、毎年、既定予算の見込みで1名分の施設分として14万4000円を計上させていただいておりました。

いずれにしても、後見人制度につきましては出てきたときに補正で対応することになります。また、制度の周知等は、市民後見などもありまして、実施機関との関係があるのですけれども、裁判所への申立てになりますので、その広報はそちらでやっていくこととなりますけれども、町としても生活保護や認知症の方なども含めて相談に乗っていきたいなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 56ページの常設保育所に要する経費のうち、10節需要費の修繕料90万2000円の増についてご説明申し上げます。

中身としましては、茶内保育所のヒートポンプの修理及び熱源監視パソコンの更新に伴うものです。

茶内保育所には2台のヒートポンプが入っております。一つが施設の冷暖房の空調や床暖房、もう一つが給湯に使われるものとなっております、今年の10月17日に保守点検を実施しました。その際に給湯用ヒートポンプのサービスバルブから冷媒であるガスの漏れが見つかったこと、また、熱源監視モニター用のパソコン一式が故障したことから修理と交換を考えております。

内訳といたしましては、給湯用のヒートポンプの修理で、漏れ出て減った冷媒ガスを一旦抜き取って処分し、そこに新たに冷媒ガスを充填するとのことで、それに要する費用が33万円、また、熱源監視用モニターのパソコン一式の交換費用が57万2000円となっております。

保守管理を行っている業者からは経年劣化によるものとされていまして、まだ5年しかたっていない設備で経年劣化になるものかと私も疑問に思い、確認したのですけれども、施設によっては15年や20年もつこともあるし、場合によっては3年や5年で修理が必要になることもあるという回答をいただきました。

今回修理が必要になったサービスバルブは、それこそ、ガスを抜いたり充填したりするバルブだそうで、今は応急処置によって残ったガスは漏れないようになっております。

給湯用のヒートポンプは、今、温める能力が大分下がってしまっているらしいのですけれども、茶内保育所では貯湯槽を使っておりまして、貯湯槽のお湯を使い切れればきっと冷たい水が出てくるのでしょうけれども、何分、1500リットルの容量がありまして、使った分の水が足されて温度が下がればまた温めるようになっておりますので、給食や子どもたちの手洗いにも今のところは支障を来しておりません。

ただ、能力が下がっている中での稼働はヒートポンプにも負荷をかけることとなります。大きく壊れてしまう前に、このたび、修理をお願いしようとするものです。

熱源監視パソコンについても経年劣化によるものと思われます。電源を入れても画面への出力が確認されず、保守管理を行っている業者によると、恐らくマザーボードの故障によるものではないかとのことでした。こちらは、365日24時間、稼働していることから、妥当な経年劣化なのかなと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 58ページの斎場管理に要する経費のうち、10節需要費の修繕料51万9000円についてご説明申し上げます。

こちらは火葬炉の修繕になりますが、当初予算につきましては、ひつぎを載せる台車のタイル交換でした。今回の修繕につきましては、ひつぎを火葬炉まで動かす電動の台車の修繕となります。こちらについては、台車をチェーンで移動させるブレーキモーターの不具合及び台車操作盤部品の不具合によるものです。

D Cモーター交換、操作盤部品交換等で59万1800円となります。修繕料の残額が7万3545円ございますので、差し引きますと51万8255円となり、51万9000円の補正をお願いするものです。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安住貴志君） 68ページの社会教育事業に要する経費の文化振興補助についてお答えをいたします。

実績と見込みについてですが、現在までに実績としまして3件ありまして、1件目として霧多布高等学校の書道部の全道大会出場に係る費用に対して16万5200円、2件目として霧多布高等学校の軽音楽部の北海道地区大会出場に対して35万5000円、3件目として茶内中学校の美術部1名の全道規模の絵画展への参加に対して7万3440円、合計で58万8960円を実績として執行しております。

また、今後の見込みとしまして、昨年、小学生の部で優勝しております北海道子どもかるた大会に、中学生1チーム、小学生1チームの2チームが出場することから概算で20万1600円を見込んでおり、合計で79万560円が必要となる見込みとなっておりますので、今回、29万1000円の追加をお願いするものです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 再質問のしようがないのですが、ヒートポンプについてです。

経年劣化と業者から言われてしまえば、それ以上は反論できないですが、ちなみに、庁舎も同様にヒートポンプを使っております。しかし、庁舎の場合、僕の記憶ではまだヒートポンプに関する補正はなかったような記憶があります。

保育所は5年が経過ということだったのですが、庁舎のヒートポンプに関しては、現在、何年が経過し、過去に同じような故障の例があったのかも含めて確認します。

先ほどの答弁ですけれども、5年で駄目になるものもあれば15年もつものもあるという大変幅のある耐用年数ということである以上、いかんともし難いのでしょうし、補償というものもないのでしょう。

庁舎の例を説明していただいて、終わります。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 本庁舎のヒートポンプに関するご質問にお答えをいたします。

現在のところ、ヒートポンプに関する修繕料といえますか、修理費についての支出はありません。また、年数についてですが、令和3年1月に本庁舎が稼働していますので、間もなく4年になっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第74号 令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第74号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第74号令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、保険給付費の療養費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、7月の保険証更新時に個人番号の一部を記載したことによる郵送資材代として4000円の追加、2款保険給付費では、医療保険資格喪失後受診における診療報酬費の増加のため、412万3000円を追加、4款保健事業費では、郵便料金改定による郵送料として9万1000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、3款道支出金では、普通交付金として412万3000円を追加、6款繰越金では、事務費等に充てるため、前年度剰余金の一部を活用し、9万5

000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は11億7995万9000円となります。

なお、このたびの補正予算につきましては、書面開催としました令和6年第4回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、11月22日までに答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第74号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号 令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第75号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第75号令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、新型コロナウイルスワクチン接種など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出、1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料、身障者用トイレ排水詰まりで1万3000円の追加、委託料、高圧ケーブル絶縁診断で単価改定により3000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、役務費、クリーニング代で12万7000円の追加、備品購入費、電子処方箋システム導入で53万8000円の追加、医業に要する経費では、需用費、印刷製本費で、入院患者食事管理に必要な食事箋の作成で1万円の追加、医薬材料費、新型コロナウイルスワクチン購入費で

1368万7000円の追加、委託料、臨床検査委託料で167万4000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、2款使用料及び手数料では、予防接種料1732万7000円の追加、3款国庫支出金で、医療施設等整備事業補助26万8000円の増額、4款繰入金で、一般会計繰入金682万円の減、6款諸収入で、退職手当組合精算還付金488万1000円、医療機関食材料費支援金6万円、マイナ保険証利用促進助成金33万6000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億2221万5000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第75号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 86ページの浜中診療所運営に要する経費のうち、備品購入費53万8000円についてです。

今の町長の説明では電子処方箋システムというお話だったと思います。関心を持っておりましたら、たまたま昨日かおとといたったかなと思うのですが、テレビでまさにこれに関するニュースがありました。

今までは、診療所の窓口で医師が処方してくれた処方箋をもらって、会計を済ませ、薬局へ行って薬を処方してもらうという流れだったと思います。それが電子化されるということにして、単純に考えますと、医師が電子処方箋に入力し、それが薬局に飛んでいくのかなと理解できるのですが、まず、このシステムの内容を説明していただきたいです。

また、国の補助があるということなので、何らかの国の事業にも関連しているのかなと思います。もう一点加えて聞いておきたいのは、テレビでやっていたのはお薬手帳もなくなるよというようなことだったので、それも併せて説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおりの薬を手にするまでの流れについて、重複してしましますが、私からもう一度説明させていただきたいと思います。

現在、外来受診では、診療所の受付で保険証またはマイナ保険証を提示した場合、診察が終わってから会計する際に処方箋を紙で受け取り、薬局へ持って行っていきます。このたび、電子処方箋が導入されますと、診療所の受付でマイナ保険証を提示した場合、診察が終わると会計のみをすることになります。医師が電子カルテに入力した処方箋の情報はマイナ保険証とひもづいておりまして、国が管理するデータサーバーに登録されるので、鉾路市など、どこの薬局でも、マイナ保険証を提示することにより、薬剤師が処方箋情報

を確認し、患者は薬を受け取れるという仕組みに変わります。

きりたつぷ調剤薬局も11月に電子処方箋に対応したので、今後もスムーズな処方薬のやり取りが可能になると考えています。

ちなみに、マイナ保険証を持っていない方、また、薬局が電子処方箋に対応していないなどの理由もございますので、国の指導で当面の間は紙の処方箋の控えも印刷されます。

先ほどおっしゃっていたとおり、国が推奨するものでして、お薬手帳は完全になくなると思うのですけれども、その情報は皆さんが登録されているマイナポータルで確認できるようになるので、そちらで確認していただければと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） おおよそ理解いたしました。

今、マイナンバーカードと保険証がひもづいていない、あるいは、マイナンバーカード自体を持っていないという方も混在する中で、今の説明ですと、マイナ保険証で受付をしまして、診察を受けて、浜中診療所の例を挙げますと、隣の薬局に行って、またマイナ保険証で受付するのですけれども、その場合でも、従来どおり、紙での処方箋なりが受付で出ると考えていいのでしょうか。あるいは、それは要りませんよということとはできないのかどうかも含め、説明願います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 今おっしゃられたとおり、多分、浜中診療所で受診されて処方された情報は隣の薬局でも確認ができるので、ペーパーは不要ではあると思うのですけれども、いかんせん、まだ国の指導で当面の間はという言葉が語尾についております。

後々、ペーパーレスになっていくと思うのですけれども、当面はそのような対応になると思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号 令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第76号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第76号令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書92ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正につきましては、主に、営業費用、修繕費の不足見込み分を追加し、一般会計補助金を追加、また、交付決定による国庫補助金の減額、その減額に伴い、企業債の増額をするものであります。

収益的収入で、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金、一般会計補助金278万5000円を追加、4目雑収益127万9000円は令和4年度から5年度までの退職手当組合事前納付金が交付されたことから追加するものとなります。

収益的支出で、1款水道事業費用1項営業費用1目浄水及び配水費406万4000円は、水道施設修繕費で、内訳としまして、湯沸地区、霧多布地区の漏水修理、霧多布地区、散布地区の仕切弁筐等の修理、霧多布配水地管理道路補修、フェンス補修、受電引込線改修により予算不足となることから追加しようとするものであります。

87ページにお戻りください。

議案第2条収益的収入及び支出は、それぞれ406万4000円を追加し、1億9716万2000円に改めようとするものであります。

92ページをお開きください。

次に、資本的収入ですが、説明の便宜上、1款資本的収入2項1目補助金からご説明いたします。

補助金は、現在進めている耐震化事業の補助金で、生活基盤施設耐震化等補助金は令和6年8月23日に交付決定され、当初要望より1163万4000円の減額、防災・安全交付金は令和6年5月23日に交付決定され、当初要望より498万7000円の減額となり、合わせて1662万1000円の減額となります。減額の要因は、北海道の事業費配分調整によるものでございます。

1款資本的収入1項1目企業債は、補助金の減額により、工事費用の財源が不足することから、第3号配水地耐震補強工事継続費で1170万円の追加、霧多布配水本管耐震化更新工事で490万円の追加となり、合わせて1660万円を追加しようとするものであります。

87ページにお戻りいただき、議案第3条資本的収入及び支出で、補正後の資本的収入は3億8824万6000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は6175万2000円で、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を4175万2000円に改めようとするものであります。

議案第4条他会計からの補助金は4382万7000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第76号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第77号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第77号、令和6年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書98ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正につきましては予算不足によるもので、収益的収入、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金、一般会計補助金13万円を追加、5目雑収益13万1000円は令和5年度分の退職手当組合事前納付金が還付されたことから追加するもの、収益的支出で1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費26万1000円の追加は人事異動に伴う研修等の旅費によるものであります。

93ページにお戻りください。

議案第2条収益的収入及び支出の補正後の予定額は、それぞれ26万1000円を追加し、3億9742万6000円に改めようとするもの、議案第3条予算第8条に定めた他会計からの補助金は2億317万4000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し

上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 77 号の質疑を行います。
歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから議案第 77 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第 77 号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 78 号 固定資産税評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第 7、議案第 78 号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第 78 号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、茶内の大谷浩美氏、霧多布の松村嗣弥氏、散布の加藤俊美氏の 3 名であります。加藤氏は令和 7 年 2 月 28 日をもって任期満了となります。

加藤氏は、平成 28 年から固定資産評価審査委員会委員の任に就かれており、固定資産に関する十分な識見と公正な判断力を兼ね備えていることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和 7 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日までの 3 年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。
本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。
これから議案第78号を採決します。
お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は選任に同意することに決定しました。

日程第8 閉会中の継続審査の申出について

○議長(落合俊雄君) 日程第8、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和6年第4回浜中町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後1時56分)